

茅ヶ崎市訓令第 3 号

庁 中 一 般
出先機関全般

茅ヶ崎市工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 6 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市工事監督規程の一部を改正する訓令

茅ヶ崎市工事監督規程（昭和 6 3 年茅ヶ崎市訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。
。

第 6 条中「契約者から、毎月 1 5 日及び末日に」を「毎月 5 日までに、前月末日における工事の進捗の状況を記載した」に改め、「工事工程報告書を」の次に「契約者に」を加える。

第 1 2 条第 1 項中「工事主管課長から」を削り、「上司」を「工事主管課長」に改める。
。

第 1 4 条第 1 項中「上司」を「工事主管課長又はその指名する職員」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定及び次項の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後に締結する契約に基づく工事について適用し、同日前に締結する契約に基づく工事については、なお従前の例による。